広告

移住コーディネーターに聞く！『地方移住で失敗しない』住まいの選び方

ライフスタイルや価値観の変化を背景に、ますます注目が集まっている地方移住。がらりと環境を変えて新生活を始めるにあたって、どんなことに気をつけたらいいでしょうか？移住先での住宅購入の話を中心に、失敗しないポイントを移住コーディネーターに聞きました！

『トライアルステイ』を活用し、大切な住居選びに役立てよう！

「テレワークの普及や密を避けた暮らしへのニーズなど、生活様式の変化に伴い、移住者は年々増えています」と増成さん。移住を検討するにあたって、『トライアルステイ』がおすすめだと言います。

「移住を支援している地方公共団体では、数週間・数ヶ月単位で住めるお試し住宅を安価で提供しています。実際に住むことで自然環境や気候、人間関係になじめるかを体感しながら、本格的に移住する際の住居を探す期間にあてることがおすすめです。私も水路清掃や道路の草刈りなど地域行事があることを知らなかったので、トライアルステイをすることで移住後の生活がイメージできると思います」

トライアルステイ後、いざ、そこで暮らしていく時の住まい選びでは長期的な資金計画が大切。住宅ローンは全期間固定金利の【フラット35】が安心です。地方移住後は所得が減るケースも多いので、完済まで返済額がずっと一定であれば、将来的なマネープランも立てやすくなります。

「移住コーディネーターとオンライン相談できる地方公共団体もあるので、悩んだら気軽に相談してみてください！地方公共団体によっては、【フラット35】の金利が一定期間引き下がる【フラット35】地域連携型もありますよ」

1988年生まれ、福岡県出身。建設業界勤務を経て、福島県棚倉町にIターン。現在は福島県移住コーディネーターとして県南地域を担当している。増成さんへの相談は「ラクラスしらかわ」で検索。

1500万円で戸建てが手に入る!?ただし、光熱費と車の維持費に注意

地方は都市部に比べて住居費が下がることが魅力。私も1500万円台で土地＋新築戸建てを検討中です。ただし、地域によって夏季・冬季の光熱費がかさむことがあり、地方暮らしに欠かせない車の維持費もかかります。住民税は前年の収入に対して課税されるので要注意。私も移住初年度は苦労しました…（笑）。

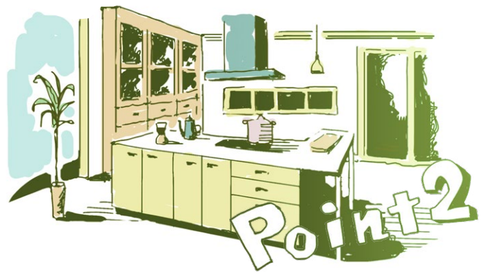

まずは、移住の目的を明確に。コーディネーターや、先輩移住者に相談も

地方といっても郊外もあれば農村部、山間部もあります。親の近くに暮らしたい、農業がしたいと目的も人それぞれ。まずは移住の目的を明確にし、ミスマッチを防ぎましょう。地域コミュニティとの相性も大切なので、仲立ちしてくれる先輩移住者やコーディネーターを探すと心強いですね。

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

住まい選びは支援制度を活用！移住者には【フラット35】地域連携型が◎

地方公共団体によっては、家賃補助制度や交通費補助、子育て家庭向けの応援制度など、さまざまな施策があります。中でも注目は住宅取得に対する補助制度と連携した住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】地域連携型。全期間固定金利の安心に加え、地方公共団体によってはUIJターン、空き家取得などの条件を満たすと一定期間金利が引き下がります。将来のライフプランが立てやすく、移住者にはぴったり。移住先で理想の住まいを見つけるために、ぜひ検討してみては？

平日は会社勤め・休日は農業ライフ『半農半X』など働き方が多様化する時代へ

最近は都市と地方に生活拠点を持つ二地域居住をする人も増えています。農業と複数の仕事をかけ合わせる『半農半X』など働き方が多様化する時代へ。その土地の名産品や伝統工芸品に従事することも地方移住の醍醐味ですね。

【フラット35】地域連携型は、地方移住者等の住宅取得に幅広く対応！

【フラット35】の金利から当初5年間 年▲0.25%

子育て支援
子育て世帯・新婚世帯による住宅の取得が対象となります。

UIJターン
UIJターン（都市圏から地方への移住等）を契機として、住宅を取得する場合に対象となります。

コンパクトシティ形成
まちなかへの移住（居住誘導区域外から居住誘導区域内への移住など）をする場合に対象となります。

空き家対策
空き家を取得する場合に、対象となります。

防災対策
防災・減災に資する住宅を取得する場合に対象となります。

地域木材使用
地域産木材を活用して住宅を取得する場合に対象となります。

景観形成
街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合に対象となります。

提携している地方公共団体はこちら

【フラット35】の金利から当初10年間 年▲0.3%

地方移住支援
移住支援金（東京23区から東京圏外へ移住し、道府県が選定した中小企業に就業した方などに対する交付金）を地方公共団体から受ける方が、移住先で住宅を建設または購入する場合に対象となります。

移住支援金の要件など、詳しくは内閣官房・内閣府総合サイト（https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html）をご覧ください。

注1【フラット35】地域連携型・【フラット35】地方移住支援型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」（【フラット35】地方移住支援型の場合は移住支援金の交付決定通知書）の交付を受ける必要があります。注2【フラット35】地域連携型・【フラット35】地方移住支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。

ずっと固定金利の安心

【フラット35】地域連携型

金利引下げメニュー適用

地方公共団体
住宅取得に対する
補助金交付 など

連携

住宅金融支援機構
【フラット35】の
借入金利を一定期間引下げ

詳しくは【フラット35】特設サイトへ

フラット35　地域連携型　検索

https://www.flat35.com/lp/19/#

お電話でのお問合せ（お客さまコールセンター）

0120-0860-35　通話無料

お気軽にお電話ください。営業時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
国際電話等でご利用いただけない場合は、Tel 048-615-0420へ（有料）

●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●【フラット35】地域連携型の利用条件などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンターまでお問合せください。●説明書（パンフレット等）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。●取扱金融機関と住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⚠ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。